

論壇

寡婦（寡夫）控除の論点

平成31年度税制改正

昨年末の税制改正大綱策定作業を進めていた与党税調において、「寡婦（寡夫）控除」の取扱いが議論となつた。論点は、現行、法律婚の婚姻関係を解消した女性や男性にしか認められていない寡婦（寡夫）控除につき、事実婚を解消した女性や男性、未婚のシングル・マザーにもその適用を認めるべきではないか、というもので、日本税理士会連合会も、平成31年度の税制改正にあたって、「未婚の親の場合には寡婦（寡夫）に該当せず、税制上の救済が行われていないため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親家庭に対し

寡婦（寡夫）控除の基本的な問題は、寡婦（寡夫）控除を規定する所得税法81条の条文中の「寡婦」又は「寡夫」を定義する同法2条1項30号の「夫」及び同項31号の「妻」をどう解釈するかにつき、国税不服審判所レベルの判断であるが、所得税法2条1項31号によれば、「夫と死別し若しくは夫と離婚した後婚姻をし

て、新たな税制上の手当が必要である」と建議している。しかし、結局、地方税レベルでの対応は取られたものの、国税レベルではこれらの者を寡婦（寡夫）控除の対象に加えることは見送られた。この一連の経緯については、批判的な論調が強く、新聞でも、「拡大見送り 未婚ひとり親、怒りの声 一九年度税制改正」（平成30年12月16日付毎日新聞朝刊）、「未婚親の支援策、自公が対立 自民『未婚の出産を助長』」（平成30年12月12日付朝日新聞）といった記事が掲載されていた。

寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦（寡夫）控除の基本的な問題は、寡婦（寡夫）控除を規定する所得税法81条の条文中の「寡婦」又は「寡夫」を定義する同法2条1項30号の「夫」及び同項31号の「妻」をどう解釈するかにつき、国税不服審判所レベルの判断であるが、所得税法2条1項31号によれば、「夫と死別し若しくは夫と離婚した後婚姻をし

身分法の基本法たる民法が定める婚姻関係にある男子を意味するものと解するのが相当である、と述べている（平成19年2月26日裁判・裁判事例集 73巻226頁）ように、民法からの借用概念であるとして、法律婚の「夫」又は「妻」を意味する、とするが故に、寡婦（寡夫）控除については、婚姻関係のない、つまり、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親が含まれないのはもちろんのこと、事実婚の「夫」又は「妻」も含まれない、ということになるのである。

そこで、事実婚の夫や妻、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親についても、法律婚の夫や妻と同様に寡婦（寡夫）控除の適用を認めるべき、という要望が出てくるのだが、その要望を全て認めたとしても、経済的苦境に喘ぐ親子がすべて救済される訳ではない。具体的には、家庭内DVを受けてシェルターに逃げ込んだ夫や妻、婚姻関係が破綻し、別居生活が続いている夫や妻は、寡婦（寡夫）控除の適用を受けられない。また、法律婚の場合、その状態が解消されない限り、寡婦（寡夫）控除の適用は受けられない。逆に、現行の制度の下では、法律婚を解消した夫又は妻がその後事実婚状態になっても、寡婦（寡夫）控除の適用を受けられるが、寡婦

味する、とするが故に、寡婦（寡夫）控除については、婚姻関係のない、つまり、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親が含まれないのはもちろんのこと、事実婚の「夫」又は「妻」も含まれない、ということになるのである。また、現行制度の下では、法律婚と事実婚を同様に取り扱おうとすれば、これらの者は、寡婦（寡夫）控除の適用を受けられなくなる、ということになる。また、現行制度の下では、法律婚の夫と死別した寡婦については、子どもの有無にかかわらず、寡婦控除の適用を受けられるが、法律婚と事実婚を同様に取り扱おうとすれば、事実婚の夫と死別した寡婦についても、子どもの有無にかかわらず、寡婦控除の適用を受けられない。しかも、子どもがいる場合、その事実婚関係を確認することは、かなり困難であろう。ある女性が、ある男性と一緒に暮ら

していた場合に、その男性が死亡した事実は確認できたとしても、その男性と一緒に暮らしていた」という状態が、単なる同居であつたのか、事実上の婚姻関係にあつたのかは、どうやって確認すればよいのであろうか。また、この場合に、特別の労度も要し、また、この場合には、特別の経費も要することが予想されることなどを考慮したものとされる（武田昌輔「DHC コンメンタル所得税法」昭和58年 第一法規出版）が、その背景には、当時、第2次世界大戦によって生活の柱であつた夫を失った戦争未亡人の問題が大きな社会問題となつており、特に、GHQの占領政策により、戦争未亡人に支給されていた扶助料の支給が昭和21年から昭和28年まで停止され、その生活が困窮を極めるようになったという事情もあつたと指摘されている（西本佳織「寡婦（寡夫）控除」について、その歴史的使命は果たして廃止することも一つの選択肢ではあるまいか。

「寡婦（寡夫）を救うのか、子どもを救うのか」 さらに、本源的な問題として、仮に、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に寡婦（寡夫）控除の適用を拡げるとしたら、「夫を失った独身の女」を意味する「寡婦」の経済的苦境を救済するという趣旨の寡婦控除の本質から大きくかけ離れたものではなからうか。もちろん、事実婚の夫や妻、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親まで寡婦（寡夫）控除の対象とすべきではない、と対象とすべきではない、と言っているのではない。そのうちでなく、所得控除の制度を用いて経済的苦境にある親子を救済しようとするのであれば、それを「寡婦（寡夫）控除」という制度的枠組みの中に詰め込むには無理があるのではないかと、ということである。寡婦（寡夫）控除に関する一つの解は、自民党税調の宮沢洋一会長の「厳しい状況にいる子どもはどう対応するか」という観点から

「所得控除制度」見直しの視点 金子宏東大名誉教授も、寡婦（寡夫）控除や勤労学生控除などの特別人的控除について、「(1)それを必要としない者にも恩恵が及ぶことが少なくないこと（勤労学生控除がその例である）、(2)その適用対象者が納税者の一部に限られること、(3)控除の金額が必ずしも大きくないため、税負担の軽減額が十分でないこと、(4)所得税制度を複雑にしていること等、いくつかの問題がある。したがって、税制簡素化の観点からあるのではないかと。事実婚の夫や妻、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親を寡婦（寡夫）控除の対象にしようとする、という価値観が絡んでくる。仮に、この議論が、経済的苦境にある親子を救済する、というところに出発点があるのであれば、寡婦や寡夫に拘ることなく、子どもに視点を置いた制度に見直す、という検討も必要なのではないか。事実、現行の寡婦控除については、夫と死別した場合、子どもがいれば、所得の如何にかかわらず、その適用を受けられることになるが、その適用を受けられない、経済的苦境にあるシングル・マザーとの対比において、余りにもアンバランスであると言えよう。また、経済的苦境は、一般的に言って、子どもの数が多いほど深刻度が増すであろうが、現行の寡婦（寡夫）控除は、その点は顧慮されていない。



肥後治樹 亜細亜大学 法学部教授

確認に「既得権益」となっている制度を廃止することとは、並大抵のことではないが、平成18年度の税制改正で「高齢者控除」が廃止された例もあり、「寡婦（寡夫）控除」を廃止し、新たな所得控除を設けるなり、既存の人的控除の充実を図るなりすることも選択肢の一つとなり得るのではないかと。